

令和8年定例会  
環境生活農林水産常任委員会  
説明資料

◎ 所管事項説明

1	「令和8年版県政レポート（案）」について（環境生活部関係）	1
2	「部落差別解消条例（仮称）」の制定及び「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の改正について	3
3	「第3次三重県男女共同参画基本計画（改定版）」（中間案）について	7
4	「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」の改定について	10
5	犯罪被害者等支援条例及び性暴力の根絶をめざす条例に基づく推進計画の策定について	14
6	「三重県自転車安全利用条例（仮称）」の制定及び「三重県交通安全条例」の改正について	18
7	「第12次三重県交通安全計画」（最終案）について	24
8	「第4次三重県飲酒運転 <sup>ゼロ</sup> をめざす基本計画」（最終案）について	28
9	三重県認定リサイクル製品の認定状況及び県による使用・購入の状況等について	30
10	「三重県環境影響評価条例」の適用対象の拡大について	32
11	各種審議会等の審議状況について	40

- 別冊1 第3次三重県男女共同参画基本計画（改定版）（中間案）  
別冊2 第12次三重県交通安全計画（最終案）  
別冊3 第4次三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす基本計画（最終案）

令和8年6月18日  
環境生活部

## 1 「令和8年版県政レポート（案）」について（環境生活部関係）

「みえ元気プラン」における環境生活部の主担当施策は、表1のとおりです。  
また、他部局が主担当となる関係施策等は、表2のとおりです。

表1 環境生活部主担当施策

施策名		総合評価	頁
3-2	交通安全対策の推進	C	137
3-3	消費生活の安全確保	B	140
4-1	脱炭素社会の実現	B	147
4-2	循環型社会の構築	B	151
4-4	生活環境の保全	B	158
12-1	人権が尊重される社会づくり	A	237
12-2	ダイバーシティと女性活躍の推進	A	241
12-3	多文化共生の推進	A	245
16-1	文化と生涯学習の振興	A	301

表2 環境生活部関係施策等

施策名等		総合評価	頁
1-2	地域防災力の向上	A	105
3-1	犯罪に強いまちづくり	C	133
11-4	水の安定供給と土地の適正な利用	A	234
14-5	誰もが安心して学べる教育の推進	B (見込)	274
14-6	学びを支える教育環境の整備	B	279
15-1	子どもが豊かに育つ環境づくり	A	285
行政 運営1	総合計画の推進	A	313



## 2 「部落差別解消条例（仮称）」の制定及び「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の改正について

### 1 経緯

#### （1）部落差別解消条例（仮称）の制定

県では、部落差別の解消に向けた取組を行ってきたところですが、近年においても、部落差別事象の県への報告が毎年 10 件以上あり、減少に至っていないことなどから、その取組の強化を図る必要があります。

部落差別には、出身者に直接向けられる差別だけではなく、被差別部落の土地を避けるという形で現れる差別もあります。このような差別の場合、多くは差別に加担しているという認識を欠き、無自覚に差別行為に及んでいます。また、部落差別につながる蓋然性が高い土地調査や身元調査を目的とする行政等への被差別部落の所在地に関する問い合わせは跡を絶ちません。こうした部落差別の特性をふまえ、部落差別の解消に特化した条例の検討を進めています。

#### （2）差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例の改正

県では、令和 4 年 5 月に制定された「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、差別解消に向けた啓発や人権相談の対応に取り組んできたところです。その中で、差別等に係る紛争の解決に向けた手続について、関係者の協力が得られない場合もあり得ることなどから、条例に基づく調査や助言・説示・あっせん及び勧告を着実に実施することができるよう、実効性を担保するための対応について、他県の条例を参考にしながら検討する必要があります。また、差別行為の防止に向けた啓発等、市町との連携の強化についても検討する必要があります。

加えて、深刻化しているインターネット上における人権侵害の対応強化を検討する必要があります。これらのことをふまえ、条例の改正の検討を進めています。

### 2 検討状況

「部落差別解消条例（仮称）」の制定及び「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の改正に向けて、有識者等 5 名の委員で構成する「部落差別解消条例（仮称）」制定等に向けた検討会（以下「検討会」という。）を設置しました。

令和 8 年 3 月 10 日に第 1 回検討会、令和 8 年 5 月 14 日に第 2 回検討会を開催し、部落差別の解消に向けた課題やインターネット上の人権侵害への対応に係る取組の必要性等をふまえ、委員から意見を聴取しました。

### 3 検討会の概要

第 1 回及び第 2 回検討会での主な意見は、以下のとおりです。

#### （1）部落差別解消条例（仮称）の制定

##### ① 条例の必要性について

- ・人権に関する県民意識調査において、部落差別に関し、結婚や土地に対する忌避意識の改善が進んでいないことをふまえると、立法事実があると考えられる。

② 部落差別の定義等について

- ・部落差別の特性を強調するため、「被差別部落出身者等」であるとみなして行う差別行為も含まれていることが分かる規定にしてはどうか。
- ・「被差別部落出身者等」を定義することや、部落差別の禁止を規定することをふまえると、「被差別部落」について定義する必要がある。

③ 差別につながる行為の禁止について

- ・身元調査や土地調査を禁止することは必要である。
- ・インターネット上で被差別部落の所在地を示すなど、差別を助長する行為も禁止すべきである。

④ 実効性を高める対応について

- ・条例に基づき県が行う調査への協力の規定は必要である。
- ・身元調査や土地調査の禁止の実効性を高める上では、制裁的公表の規定を盛り込むこともあり得るが、プライバシーとの兼ね合いで課題がある。

(2) 差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例の改正

① インターネット上の人権侵害への対応について

- ・個人が特定電気通信役務提供者（プラットフォーム事業者）に削除を要求することは負担が重く、県が条例に基づいた削除要請をすることは効果があると考えられる。県が削除要請をする根拠規定を設ける必要がある。

② 市町の役割について

- ・市町が主体的に差別解消に向け取り組むことや、条例に基づく県の対応に協力することを規定する必要性は高い。

4 部落差別解消条例（仮称）骨子案の概要（別紙）

以下の条例骨子案の内容で、検討を進めています。

(1) 目的

めざす姿と、それを達成するための県の方向性を示します。

(2) 定義

被差別部落出身者等、部落差別など、条例において重要な用語を定義します。

(3) 基本理念

目的を実現するための基本理念を明確にします。

(4) 差別等の禁止

① 部落差別の禁止

部落差別、部落差別助長・誘発行為及び摘示行為（特定の個人が被差別部落出身者等であることや特定の地域が被差別部落であることを摘示する行為）を禁止します。

② 部落差別につながる行為の禁止

部落差別につながる身元調査・土地調査を禁止します。

(5) それぞれの責務と役割

県、市町、県民、事業者及びプラットフォーム事業者の責務・役割を明確にします。

(6) 実効性を高める対応

- ① 部落差別行為や身元調査・土地調査が行われた場合、県に通報することができる旨の規定を設けます。
- ② 通報があった場合の調査及び指導等に関する規定を設けます。
- ③ 県の指導等に正当な理由なく従わない場合は、勧告を行うことができる旨の規定を設けるほか、勧告等に従わない場合の対応を検討します。

5 差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例改正案の骨子について

以下の内容で、検討を進めています。

- (1) インターネット上の人権侵害への対応として、県がプラットフォーム事業者に対し、インターネット上の人権侵害情報の削除要請を行う旨の規定を設けます。
- (2) 条例に基づく調査や不当な差別に係る助言・説示・あっせん及び勧告を着実に実施することができるよう、実効性を担保するための対応を検討します。
- (3) 「部落差別解消条例（仮称）」との関係等の整理を行います。

6 今後のスケジュール（案）

令和8年	8月	人権に関する県民意識調査実施 三重県人権施策審議会（条例素案）
	10月	常任委員会（条例素案）
	11月	三重県人権施策審議会（条例中間案）
	12月	常任委員会（条例中間案） パブリックコメント実施
令和9年	3月	常任委員会（パブリックコメント等をふまえた条例修正案）
	5月	三重県人権施策審議会（条例最終案）
	6月	常任委員会（条例最終案）
	9月	定例会会議 条例案提出

# 「三重県部落差別解消条例(仮称)」 骨子案

別紙

**構成** ○前文 ○総論(目的、定義、基本理念、部落差別の禁止など) ○各主体の責務・役割 ○実効性を高める対応 ○相談体制

## 総論

①目的	部落差別の解消を推進するために必要な事項を定めることにより、 <b>部落差別のない社会を実現</b> する。
②定義	○被差別部落 ○被差別部落出身者等 ○部落差別 ○身元調査 ○土地調査 について定義する予定。
③基本理念	○部落差別は <b>基本的人権の侵害</b> である。 ○部落差別の解消に向け、 <b>県、市町、県民等が相互に連携し、役割を果たすものとする。</b>
④部落差別の禁止	<b>部落差別及び部落差別につながる行為(インターネット上での行為を含む)の禁止</b> を規定。 ○部落差別の禁止 ○部落差別を助長し、又は誘発する行為の禁止 ○摘示行為の禁止
⑤部落差別につながる調査の禁止	<b>部落差別につながる身元調査や土地調査の禁止</b> を規定。 ○被差別部落出身者等であるかどうかの身元調査の禁止 ○当該地域が被差別部落であるか、被差別部落の所在地を調査する等の土地調査の禁止

## 各主体の責務・役割

**県、市町、県民、事業者、特定電気通信役務提供者の責務・役割**を規定。

○県：部落差別の解消に関し、必要な施策を講ずる。施策の推進に当たっては、国、市町、関係機関等と連携する。

○市町：県と連携し、部落差別の解消に向け、取り組む。

## 実効性を高める対応

①県への通報	部落差別行為や身元調査、土地調査を受けた者や、その行為について知った者は、県に通報することができる。
②指導・助言、勧告	○県は、通報があった場合は調査し、指導・助言を行う。 ○県の指導・助言に正当な理由なく従わない場合は、勧告を行うことができる。

※県の勧告等に従わない場合の対応について検討を行う。

## 相談体制

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の第12条～第17条を適用することを検討。

### 3 「第3次三重県男女共同参画基本計画（改定版）」中間案について

#### 1 経緯

令和3年3月に策定した「第3次三重県男女共同参画基本計画」（以下「第3次基本計画」という。）は、令和12年度までを計画期間としており、策定から5年が経過しました。

令和7年度には、国において、男女間の格差解消が十分に進んでいない現状をふまえ、10年間の時限立法であった「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の延長と取組の強化を図る法改正が行われるとともに、「第6次男女共同参画基本計画」の策定が行われました。

また、本県においても、固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残り、男女間の賃金格差や共働き家庭の家事・育児時間の男女格差が大きいことなど、ジェンダーギャップの解消が課題となっていることから、経済分野のジェンダーギャップ解消に向けて令和8年3月に「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略」を策定しました。

こうした状況をふまえ、あらゆる分野の男女共同参画を一層推進するため第3次基本計画の改定準備を進めてきました。今般、学識経験者や関係団体の代表者等で構成する「三重県男女共同参画審議会」（以下「審議会」という。）での審議を経て、中間案をとりまとめました（別冊1）。

#### 2 中間案の概要（別紙）

##### （1）計画期間

令和9年4月～令和13年3月（4年間）

※現行の基本計画 令和3年4月～令和13年3月（10年間）

##### （2）めざす姿

- ・一人ひとりが性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮でき、それぞれに多様な生き方が認められ、対等な立場で社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現をめざします。
- ・「誰もが暮らしやすい多様な幸せ（ウェルビーイング）」「女性や若者に選ばれる持続可能な地域」を男女共同参画社会がめざす具体的な姿として掲げ、取組をより一層推進します。

##### （3）計画改定のポイント

###### ア アンコンシャス・バイアス（性別に基づく無意識の思い込み・偏見）の解消等の取組強化

- ・男女間賃金格差の解消や女性の参画等を一層促進させるため、それらの背景に潜むアンコンシャス・バイアス等の解消に重点的に取り組みます。

###### イ 「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略」と一体的に取組を推進

- ・人口減少対策の観点から経済分野のジェンダーギャップの解消をめざすための方向性を示した基本戦略と、本計画と取組が重なる部分（基本方針Ⅰ）において整合性を図り、一体的に取組を推進します。

#### (4) 基本方針と施策の方向

以下の4つの基本方針に基づき施策を推進します。

- ・ **基本方針Ⅰ 職業生活におけるジェンダーギャップの解消**

働く場における固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスを解消するための意識変革と行動変容、働きやすい職場環境整備や働き方の多様な選択肢の提供、子育て・介護等と仕事が両立できる環境整備を推進します。

- ・ **基本方針Ⅱ 男女共同参画を推進するための基盤の整備**

県や市町等の政策・方針決定過程への男女共同参画を推進するとともに、様々な場面に存在する固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスに気づき、行動変容を促すための意識の普及と教育の推進に取り組みます。

- ・ **基本方針Ⅲ 誰もが安心して暮らせる環境の実現**

様々な困難を抱える人々への支援と多様な視点に立った災害への備えを推進するとともに、生涯を通じた健康への支援、男女共同参画を阻害する暴力等の根絶と被害者支援の充実に取り組みます。

- ・ **基本方針Ⅳ 性の多様性を尊重する社会の実現**

性の多様性に関する理解の増進と、LGBTQ等の当事者が安心して暮らせる環境整備の充実に取り組みます。

### 3 今後のスケジュール（案）

基本計画の改定については、「三重県男女共同参画推進条例」第8条に基づき議会の議決が必要なことから、11月定例会議への基本計画改定案の提出をめざし、引き続き検討を進めます。

また、今年度中に、改定後の基本計画に基づいた第二期実施計画を策定します。

令和8年6月～7月	パブリックコメント実施
8月	審議会（最終案）
10月	常任委員会（最終案） 審議会からの答申
11月	定例会議 基本計画改定案提出（令和9年4月施行）
12月	常任委員会（実施計画・中間案） パブリックコメント実施（実施計画）
令和9年	3月 常任委員会（実施計画・最終案） 策定・公表（実施計画）

# 第3次三重県男女共同参画基本計画 改定（中間案）の概要

別紙

## 計画の位置づけ

次の法律および条例に基づき策定する、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策等について定める計画

- ・男女共同参画社会基本法
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
- ・三重県男女共同参画推進条例
- ・性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例

## 計画期間

現行：令和3年度から令和12年度まで（10年間）  
 改定：令和9年度から令和12年度まで（4年間）

## 改定の趣旨

男女共同参画をめぐる現状と課題、計画策定後の社会情勢や国の動向、県の新たな取組をふまえ、男女共同参画社会の実現が図られるよう改定を行う

## 改定の背景

- 【社会情勢】
- ・人口減少の進行
  - ・若者の意識・価値観の変化
  - ・テクノロジーの急速な進展 等
- 【国の動向】
- ・女性活躍推進法の改正（R7.6）
  - ・第6次男女共同参画基本計画の策定（R8.3）
  - ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の制定（R5.6）
  - ・男女共同参画社会基本法の改正および独立行政法人男女共同参画機構法の制定（R7.6）
- 【県の新たな取組】
- ・三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略の策定（R8.3）
  - ・三重県性暴力の根絶をめざす条例の制定（R7.10）

## 基本理念

- 日本国憲法 「個人の尊重」「法の下での平等」
- 男女共同参画社会基本法 5つの基本理念
  - ・男女の人権の尊重
  - ・家庭生活における活動と他の活動の両立
  - ・社会における制度又は慣行についての配慮
  - ・国際的協調
  - ・政策等の立案及び決定への共同参画

## めざす姿

- 男女共同参画社会の実現
- ・誰もが暮らしやすい多様な幸せ（ウェルビーイング）
- ・女性や若者に選ばれる持続可能な地域

## 現行の基本方向

I  
 女性活躍の推進  
 職業生活における

## 現状と課題

- 働く場や家庭にジェンダーギャップが存在
  - ・男女間の賃金格差（R7）  
男性を100とした場合  
女性 73.6 ※全国47位
  - ・女性の非正規雇用比率 58.0%（R4） ※全国2位
  - ・夫婦の役割分担で家事・育児を主に妻が担う家庭の割合（R6）  
家事：86.3%  
育児：65.3%

## 新しい基本方針

I  
 解消  
 ジェンダーギャップの職業生活における

## 基本施策

- I-i アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消等の意識変革と行動変容の推進
- I-ii 働きやすい環境整備と働き方の多様な選択肢の提供の推進
- I-iii 子育て・介護等と仕事が両立できる環境整備の推進

## 施策の方向

- 1 企業等への意識変革の働きかけ
- 2 女性のキャリア形成と人材育成の支援
- 3 農林水産業をはじめ女性の参画が少ない業種における女性活躍の促進
- 1 誰もが働きやすい環境の整備と働き方の多様な選択肢の提供の促進
- 2 女性の再就職や起業等の支援
- 1 多様なニーズに対応した子育て支援
- 2 子育てでできる環境整備の支援
- 3 介護と仕事が両立できる環境整備の支援

II  
 基盤の整備  
 推進するための男女共同参画を

- 固定的な性別役割分担意識が根強く残る
  - ・県の審議会等委員に占める女性の割合 32.0%（R2）→33.6%（R7）
  - ・性別による固定的な役割分担意識を持つ県民の割合 23.3%（R1）→16.2%（R6）

II  
 基盤の整備  
 推進するための男女共同参画を

- II-i 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- II-ii 様々なアンコンシャス・バイアス等に気づき男女共同参画を促進する意識の普及と教育の推進

- 1 県の審議会等委員への女性参画の拡大
- 2 県における女性職員等の登用
- 3 市町等への働きかけ
- 1 男女共同参画に関する広報・啓発の充実
- 2 学校等における教育の充実
- 3 生涯を通じた学習機会の充実

III  
 実現  
 暮らしやすい環境の誰もが安心して暮らせる環境の

- 暮らしと安全を脅かす事態への備えが必要
  - ・防災会議の女性委員割合 12.5%（R3）→19.7%（R7）
  - ・DV被害を相談・連絡しなかった、できなかった割合 50.9%（R6）

III  
 実現  
 暮らしやすい環境の誰もが安心して暮らせる環境の

- III-i 様々な困難を抱える人々への支援と多様な視点に立った災害への備えの推進
- III-ii 生涯を通じた健康への支援
- III-iii 男女共同参画を阻害する暴力等の根絶と被害者支援の充実

- 1 自立のための支援
- 2 多様な主体の参画・活躍に向けた環境整備の充実
- 3 多様な人々の視点に立った防災・減災活動の推進
- 1 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援
- 2 性と生殖に関する健康支援の充実
- 1 関係機関の連携による被害者支援の充実
- 2 配偶者等からの暴力の防止に係る対策の充実
- 3 性暴力の根絶に向けた取組の充実

I、II、IIIに点在  
 ※性の多様性に関する施策は基本方針

- 性の多様性を尊重する社会に向けてさらなる取組が必要
  - ・性の多様性に関する相談件数 18件（R2）→106件（R7）

IV  
 実現  
 性の多様性を尊重する社会の

- IV-i 性の多様性に関する理解の増進
- IV-ii LGBTQ等の当事者が安心して暮らせる環境整備の充実

- 1 性の多様性の理解の増進に向けた啓発
- 2 多様な生き方を認め合う社会づくりの推進
- 1 相談体制の拡充と相談支援の充実
- 2 性のあり方にかかわらず誰もが安心して暮らせる環境整備の充実

## 4 「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」の改定について

### 1 改定の趣旨

県では、令和6年3月に改定した「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム 第3弾」(以下「現行プログラム」という。)に基づき、さまざまな主体と連携し、犯罪・交通事故をなくすための取組を総合的かつ横断的に推進してきました。

プログラムの期間が令和8年度をもって終了することから、これまでの取組の成果と課題、社会情勢の変化等をふまえ、現行プログラムを改定します。

### 2 現行プログラムの成果と課題

現行プログラムでは、「意識づくり」、「地域づくり」、「環境づくり」の3つの基本方針に沿って取組を進めてきました。

#### (1) 犯罪・交通事故の当事者にならないための「意識づくり」

##### 【成果】

- 特殊詐欺被害防止及び不審者対応訓練等、防犯に関する「安心して暮らせるまちづくり出前講座」を開催し、企業、学校関係者、関係機関職員等に周知しました。

※開催数：令和5年度3回、令和6年度6回、令和7年度17回

参加者：令和5年度82名、令和6年度158名、令和7年度745名

##### 【課題】

- 「匿名・流動型犯罪グループ」による強盗事件や、特殊詐欺等の被害が増加傾向にあることから、県民の皆さんの防犯意識をより一層高めていく必要があります。特に令和7年に県内において発生した特殊詐欺は、過去最悪の被害件数や被害額となっています。
- 歩行者や自転車、子どもや高齢者等の交通弱者が巻き込まれる死亡事故等の重大な交通事故が発生していることから、交通安全意識や交通マナーの向上に、より一層取り組んでいく必要があります。

#### (2) 持続可能な防犯・交通安全活動が行われる「地域づくり」

##### 【成果】

- 地域の防犯活動等をけん引する意志のある方を、「安全安心まちづくり地域リーダー」として新たに26名養成し、地域の防犯力の向上につなげました。

※地域リーダー数(累計)：令和5年度122名 ⇒ 令和7年度148名(+26名)

- 防犯活動を担う人員の高齢化や担い手不足に対応するため、地域に密着した事業者が積極的に防犯活動へ参画いただける仕組みとして、令和5年6月から「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」を運用し、「事業者」が防犯活動に参画しやすい環境整備を行いました。

※事業者数(累計)：令和5年度386店舗 ⇒ 令和7年度786店舗(+400店舗)

##### 【課題】

- 防犯・交通安全活動における長年の懸案事項である「活動人員の高齢化」や「担い手不足」は依然として解消されておらず、粘り強く対応していく必要があります。

## (3) 安全で安心感のある「環境づくり」

## 【成果】

○特殊詐欺被害は、固定電話への連絡から被害に遭うことが多いことから、特殊詐欺被害防止のインフラとして効果のある防犯機能付き電話機の設置に関する広報を強化することにより、高齢者世帯を中心とした設置促進につなげました。

※幹旋台数（累計）：令和5年度 662 件 ⇒ 令和7年度 932 件（+270 件）

○県内各市町における防犯カメラの設置を促進するため、自治会等を対象に、防犯カメラ設置費用を補助する市町を対象とした補助制度を令和6年度から導入しました。

※防犯カメラ設置台数：令和6年度 20 台、令和7年度 237 台

補助実施市町数：令和6年度 5 市町、令和7年度 11 市町

## 【課題】

○令和7年度にe-モニターを活用したアンケートにおいて、「3年前と比べ治安がどのようになったと思うか」との問いに対して、「悪くなった」「どちらかと言えば悪くなった」と回答した割合が16.0%で、「良くなった」「どちらかと言えば良くなった」と回答した割合の合計5.7%を上回っており、体感治安の向上には至っていません。

## 3 現行プログラムの進捗状況

## 【基本目標】

目 標 項 目	実績値(R7)	目標値(R8)
刑法犯認知件数	10,692 件	5,000 件未満
交通事故死者数	59 人	53 人以下
交通安全・防犯など身のまわりの安全に係る「満足層」の割合	集計中	80.0%

## 【活動指標】

(意識づくり)

目 標 項 目	実績値(R7)	目標値(R8)
あらゆる広報媒体（SNS等）を活用した防犯・交通安全に係る情報発信件数	163 件	150 件
地域の防犯・交通安全運動に参加したことがある人の割合	14.2%	37.5%

(地域づくり)

目 標 項 目	実績値(R7)	目標値(R8)
安全・安心まちづくり地域リーダー配置市町数	22 市町	29 市町
安全・安心まちづくり防犯サポート事業者数	786 事業者	720 事業者

(環境づくり)

目 標 項 目	実績値(R7)	目標値(R8)
防犯機能付き電話機器幹旋件数（累計）	932 件	1,000 件
通学路の安全対策が実施された箇所の割合	97.4%	100%

4 第1回「安心して暮らせる安全な三重のまちづくり推進会議」（以下「推進会議」という。）開催概要（令和8年5月19日開催）

※学識経験者、関係団体、事業者、県（環境生活部、教育委員会事務局、警察）、市町等で構成

（1）議題

「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」の改定について

（2）推進会議での主な意見

○防犯ボランティアとして活動する上で、アクションプログラムは非常に良いツールであるため、県民の認知度を高めていくことが重要である。

○SNSや店舗によるデジタルサイネージなど、県民の普段の生活の中で自然と見せる広報が有効であり、そのためには事業者とのさらなる連携が必要である。

○安全安心まちづくりサポート事業者は増えてきたが、単体で活動するのではなく、地域の自主防犯団体等との連携が必要である。

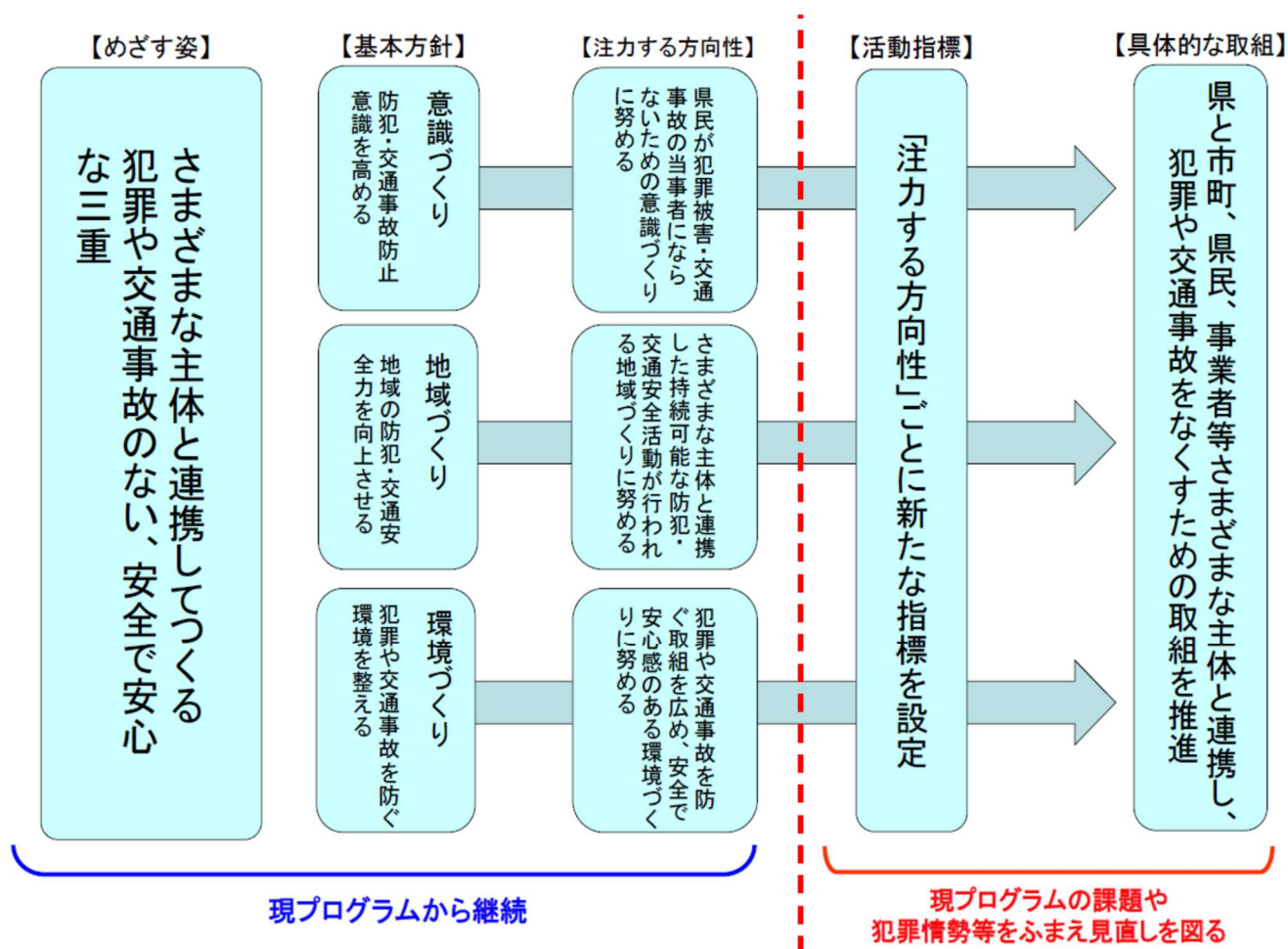
5 改定の基本的な考え方

（1）安全で安心なまちづくりの推進にかかる基本的な考え方は、社会情勢の変化等をふまえても変更する要素はないことから、「めざす姿」「基本目標」「基本方針」「注力する方向性」は、次期プログラムにおいても継承します。

（2）取組の進捗管理のための「数値目標」や「具体的な取組」については、現行プログラムに基づく取組の成果や課題、目標の達成状況を検証するとともに、県民の皆さんの意識の変化や有識者の意見等も参考にしながら見直します。

特に「具体的な取組」の改定にあたっては、地域防犯活動の担い手が高齢化し不足していることや、特殊詐欺による被害件数・被害額が増加傾向にあることなど、近年の社会情勢を的確に反映した効果的な取組内容とします。

## 6 アクションプログラム第4弾の枠組み



## 7 今後のスケジュール（案）

令和8年10月	第2回推進会議（中間案）
12月	常任委員会（中間案）
12月～	パブリックコメント実施
令和9年1月	
2月	第3回推進会議（最終案）
3月	常任委員会（最終案） 策定・公表

## 5 犯罪被害者等支援条例及び性暴力の根絶をめざす条例に基づく推進計画の策定について

### 1 策定の趣旨

県では、「三重県犯罪被害者等支援条例」（以下「支援条例」という。）に基づく「三重県犯罪被害者等支援推進計画」（第二期：令和6年3月策定。以下「第二期計画」という。）により、犯罪被害者及び家族等への支援とともに、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」（以下「よりこ」という。）を通じた相談・支援をはじめとする性暴力被害者やその家族への支援に取り組んできました。

第二期計画の計画期間が令和8年度をもって終了すること、また、令和7年10月に「三重県性暴力の根絶をめざす条例」（以下「性暴力根絶条例」という。）を制定したことを受けて、第二期計画の成果と課題をふまえながら、犯罪被害者等支援と性暴力の根絶をめざす施策を総合的かつ効果的に推進するため、両条例に基づく、推進計画を策定します。

### 2 計画策定に向けた検討経過等

#### (1) 性暴力の実態調査の実施

##### ア 調査の概要

調査対象：県内在住の満18歳以上の方 男女各1,500人（無作為抽出）

調査方法：郵送配付、郵送及びインターネットによる回答

調査期間：令和7年11月25日から12月26日まで

回収結果：有効回収数1,337件（有効回収率44.6%）

##### イ 回答者の属性

性別：男性44.7%、女性54.0%、その他0.4%、無回答1.0%

年代：10歳代10.6%、20歳代9.9%、30歳代12.6%、40歳代13.9%、50歳代15.1%、60歳代18.3%、70歳代18.8%、80歳以上0.1%、不明0.6%

##### ウ 調査結果の概要

○「性暴力」や「二次被害」の認知度（「知っている、または、聞いたことがある」と回答した割合）は、それぞれ97.2%、82.3%と広く認知されています。一方、「性暴力根絶条例」や「よりこ」の認知度は、それぞれ14.9%、23.6%にとどまりました。

○回答者の周囲で発生した性被害について「見聞きしたことがある」と回答した割合は、全体の26.3%でした。

○回答者の性被害について、「性被害を受けた経験がある」と回答した割合は全体の22.1%、うち性別の割合をみると、男性で5.7%、女性で35.7%でした。

○性被害を受けた時期については、「20～29歳」（44.7%）と回答した割合が最も多く、次いで「18・19歳」（30.2%）、「小学生のとき」（27.8%）、「中学卒業から17歳まで」（26.1%）、「中学生のとき」（14.6%）となりました。

- 性暴力による影響が継続した期間については、「10年以上」(22.4%)と回答した割合が最も多く、次いで「わからない・覚えていない」(19.4%)、「1年～5年未満」(14.9%)となりました。
- 性被害の相談先については、「相談しなかった」(41.0%)と回答した割合が最も多く、次いで「友人や知人」(36.3%)、「家族や親戚」(23.7%)となりました。一方、「警察署や警察の相談窓口」(5.8%)、「よりこ」(0.3%)などの相談窓口を回答した割合が少ない結果となりました。
- 「相談しなかった」と回答した方に、その理由を聞いたところ、「相談するのが恥ずかしかった」(40.7%)と回答した割合が最も多く、「相談してもむだだと思った」(31.9%)、「相談先が分からなかった」(17.7%)、「二次被害を受けると思った」(15.0%)となりました。
- 被害者が相談しやすくなるために必要な取組については、「相談窓口の周知」(72.0%)、「メール・SNSでの相談」(70.1%)、「24時間365日対応」(68.9%)と回答した割合が多くなりました。
- 性暴力根絶に向けて必要な取組については、「防犯カメラ・防犯灯の設置」(74.8%)、「子どもへの教育・啓発」(71.6%)、「県民への広報・啓発」(70.8%)と回答した割合が多くなりました。

(2) 「三重県犯罪被害者等支援及び性暴力の根絶をめざす施策推進計画(仮称)」検討懇話会(以下「懇話会」という。)の開催概要

※弁護士、大学教授、教育関係者、性暴力被害当事者等で構成

ア 開催経過

- 第1回懇話会(令和8年3月25日開催)  
議題：犯罪被害者支援及び性暴力を取り巻く県の現状と取組について
- 第2回懇話会(同年5月25日開催)  
議題：(1)性暴力の実態に関する調査結果について  
(2)性暴力根絶に向けた学校における教育の現状について  
(3)推進計画について

イ 懇話会での主な意見

- 実態調査の結果について、性暴力根絶条例や「よりこ」の認知度が低いことは残念である。認知度の向上に向けてさらなる取組が必要である。
- 子どもは性暴力について自ら大人に相談することが少ないため、周囲の大人が性暴力に関する知識を持ってもらうことが重要である。
- 医療機関における証拠採取など適切な対応のためには性暴力について高い知見を有する看護師が必要であるため、引き続き県の実施する性暴力対応看護師(SANE)の養成が必要である。
- 二次被害を受けてつらい思いをした経験がある。二次被害の防止に向けた取組は重要であるため、県としてしっかり取り組んでほしい。

### 3 計画の基本的な考え方

犯罪被害者等支援および性暴力被害者支援については、これまで犯罪被害者等支援推進計画に基づき取組を進めてきました。また、性暴力根絶条例では、被害者等支援に関する施策の一部を支援条例に委任しています。

このことから、犯罪被害者等支援と性暴力の根絶をめざす施策を総合的かつ効果的に推進するため、支援条例第9条および性暴力根絶条例第12条に基づき、計画を一体的に策定します。

### 4 計画に盛り込む内容（別紙）

懇話会でいただいた意見等をふまえ、計画に盛り込む内容を別紙のとおり取りまとめました。

### 5 今後のスケジュール（案）

令和8年10月	第3回懇話会（中間案）
12月	常任委員会（中間案）
12月～	パブリックコメント実施、市町等意見照会
令和9年1月	
2月	第4回懇話会（最終案）
3月	常任委員会（最終案） 策定・公表

## 推進計画に盛り込む内容

別紙

### 計画の基本的な考え方

計画策定の経緯・趣旨、計画の位置づけ、計画の期間など

### 犯罪及び性暴力被害者等を取り巻く現状

三重県における犯罪の現状、犯罪・性暴力被害等に関する相談状況、被害者を取り巻く現状、犯罪被害者等支援の現状、第二期計画による取組の成果と課題など

### 施策推進に関する基本的な考え方

基本理念、基本方針、施策体系など

### 犯罪被害者等支援施策

- 被害の軽減及び早期回復への支援  
相談及び情報の提供、安全の確保、心身に受けた影響からの回復など
- 被害者等の生活再建への支援  
経済的負担の軽減、居住及び雇用の安定など

### 性暴力の根絶をめざす施策

- 性暴力の予防  
教育等の推進、県民の理解促進と気運醸成など
- 性暴力被害者等への支援  
性被害に関する相談及び情報の提供、性被害の早期発見及び早期対応、性被害からの回復等に向けた支援など

### 安全に安心して暮らせる社会の構築

- 安全に安心して暮らせる社会の構築  
被害者等への理解促進、性暴力の再発防止、性暴力が発生しない環境づくりなど
- 推進体制の整備  
総合的な支援体制の整備、支援を行う人材の育成及び支援、市町及び民間支援団体等に対する支援など

### 計画の推進

計画の進行管理、KPI(重要業績評価指標)など

## 6 「三重県自転車安全利用条例（仮称）」の制定及び「三重県交通安全条例」の改正について

### 1 検討状況

「三重県自転車安全利用条例（仮称）」の制定等に向けて、第1回「三重県自転車安全利用条例（仮称）」等検討懇話会（以下「懇話会」という。）で委員からいただいた意見等をふまえ、条例の素案を作成し、令和8年6月5日開催の第2回懇話会にて委員から意見を聴取しました。

### 2 「三重県自転車安全利用条例（仮称）」（素案）の概要（別紙1）

#### (1) 第1章 総則

##### ア 目的（第1条）

自転車等の利用に係る交通事故の防止、交通事故による被害の軽減及び被害者の保護を図ることによって、県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とします。

##### イ 定義（第2条）

自転車、特定小型原動機付自転車、自転車等、車両などの用語を定義します。

##### ウ 基本理念（第3条）

自転車等が県民等にとって身近で有用な交通手段であることを認識し、その利用に当たっては車両として交通法令を遵守し、歩行者や他の車両と共存することが重要である旨を規定します。

また、県、市町、関係行政機関、県民、保護者、学校などの全ての関係者が相互に連携協力し、社会全体で自転車等の安全利用に取り組む旨を明記します。

##### エ 県の責務（第4条）

県は、基本理念に基づき、自転車等の安全利用に関する総合的な施策を策定し実施する責務を有する旨を規定します。

また、県は市町及び関係行政機関と連携し、自転車等を安全に利用できる道路交通環境の整備を推進する旨を明記します。

##### オ 自転車の運転者、特定小型原動機付自転車の運転者、自動車等の運転者の責務（第5条から第7条まで）

自転車及び特定小型原動機付自転車の運転者に対し、安全利用に必要な知識・技能を習得し、車両の運転者としての責任を自覚して交通法令を遵守し、歩行者や他の車両の通行に十分配慮して安全に利用するとともに、乗車用ヘルメットを着用するよう努める旨を規定します。

また、自動車等の運転者には、自転車等が安全に道路を通行できるように配慮するよう努める旨を明記します。

##### カ 保護者、学校、事業者、県民、市町の役割（第8条から第12条まで）

保護者には未成年者への安全利用に関する知識・技能の習得及び児童・幼児へのヘルメット着用を、学校にはその児童、生徒、学生への安全利用に関する知識・技能の習得を、事業者には事業用自転車等の安全利用措置及び県の施策への協力を、県民には安全利用への理解促進と自主的な取組及び県の施策への協力を、そして市町には地域の実情に応じた県の施策への協力を、それぞれ行うよう努める旨を規定します。

**(2) 第2章 自転車等の安全利用****ア 自転車等の安全利用に関する教育等（第13条）**

県は、県民への自転車等の安全利用に関する教育を推進し、市町や学校等の関係機関が行う教育を促進するための支援を行う旨を規定します。また、保護者、学校等の長、事業者、小売等業者及び貸付事業者は、それぞれの対象者に対し、自転車等の安全利用に関する教育又は啓発を行うよう努める旨を明記します。

**イ 乗車用ヘルメットの着用の促進（第14条）**

県は、自転車等の運転者の乗車用ヘルメットの着用を促進するため、情報提供、啓発その他の必要な措置を講ずる旨を規定します。また、道路で自転車等を運転する未成年者の保護者、高齢者の親族等、学校の長、事業者、小売等業者及び貸付事業者は、それぞれの対象者に対し、ヘルメット着用に関する情報提供や助言等の必要な措置を講ずるよう努める旨を明記します。

**ウ 点検及び整備（第15条）**

自転車等の運転者、自転車等を事業の用に供する事業者、自転車等の貸付事業者及び保護者は、それぞれ利用する自転車等について、安全性を確保するために必要な点検及び整備を行うよう努める旨を明記します。

**(3) 第3章 自転車損害賠償責任保険等（第16条から第18条まで）**

自転車損害賠償責任保険等への加入及びその確認等については、現行の「三重県交通安全条例」の内容を規定します。

加えて、県は、自転車損害賠償責任保険等への加入促進のため、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずる旨を規定します。また、学校等の長は、自転車を利用する幼児、児童、生徒、学生又はこれらの保護者に対し、当該保険等に関する情報を提供するよう努める旨を明記します。

**(4) 第4章 自動車損害賠償責任保険等（第19条から第20条まで）**

特定小型原動機付自転車は、自動車損害賠償責任保険等の契約が締結されていなければ運行の用に供してはならない旨を規定します。また、特定小型原動機付自転車の小売業者は、販売時に購入者に対し自動車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供しなければならない旨を明記します。

**(5) 第5章 雑則（第21条）**

自転車等の安全利用に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める旨を明記します。

**3 「三重県交通安全条例」の改正（素案）の概要（現行条例の概要は、別紙2）****(1) 第1章 総則****ア 自転車運転者の責務（第5条）**

自転車運転者の責務は、「三重県自転車安全利用条例（仮称）」の定めるところによるものとする変更します。

**イ 歩行者の責務（第6条）**

項を追加し、歩行者は、夜間に道路を歩行するときは、反射材用品の着用等に努める旨を規定します。

(2) 第2章 交通事故の防止を図るための基本的施策

ア 広報及び啓発（第15条）

自転車損害賠償責任保険等に関する内容を削除し、「三重県自転車安全利用条例（仮称）」に規定します。

(3) 第3章 自転車損害賠償責任保険等への加入等（第25条から第26条まで）

現行条例からは削除し、「三重県自転車安全利用条例（仮称）」に規定します。

4 第2回懇話会での主な意見

(1) 「三重県自転車安全利用条例（仮称）」（素案）

ア 第1章 総則

- ・保護者や学校の役割として、「自転車の交通安全教育ガイドライン」にあるとおり、交通安全教育を通じて、「知識・技能」のほか「行動・態度」を身に付けることが重要であることから、「行動・態度」も加えた方がよいのではないかと。

イ 第2章 自転車等の安全利用

- ・自転車等の安全利用に関する教育等として、高齢者に関する規定がない。高齢者の単独事故が増えている傾向もあるため、高齢者の親族又は同居者から日常的に伝えてもらうことも必要であると思う。

ウ 第3章 自転車損害賠償責任保険等

- ・自転車損害賠償責任保険等への加入の有無の確認を自転車の小売業者には求めているが、事業者や学校に対しても同様に求めることが考えられるのではないかと。

(2) 「三重県交通安全条例」の改正

- ・歩行者の責務として、「反射材用品の着用等に努める」では何をすべきか分からない。例えば、明るく目立つ色の服装を着用するなど、視認しやすくすることで、自己防護に努めるとした方が分かりやすいのではないかと。

5 今後のスケジュール（案）

令和8年	10月	常任委員会（条例・中間案）
	～11月	パブリックコメント実施
	12月	常任委員会（条例・最終案）
令和9年	2月	定例会会議 条例案提出

三重県自転車安全利用条例（仮称） 素案 【概要】

別紙1

第1章 総則

目的 (第1条)	○自転車等の利用に係る交通事故の防止、交通事故による被害の軽減、被害者の保護を図り、県民が安全で安心に暮らすことができる社会を実現
定義 (第2条)	○自転車、特定小型原動機付自転車、自転車等、車両、自動車等、道路、保護者、学校、学校等、事業者、自転車損害賠償責任保険等、自動車損害賠償責任保険等
基本理念 (第3条)	○自転車等の安全利用の促進は、自転車等が県民等にとって身近な交通手段であり、県民生活等に有用であるとともに、その利用に当たり車両として交通安全に関する法令の遵守が図られ、歩行者及び他の車両が共に安全に安心して道路を通行することができるようにすることが重要であるとの認識の下に行う ○自転車等の安全利用の促進は、県、市町、関係行政機関、県民、自転車等の運転者、保護者等が相互に連携を図りながら協力して社会全体で取り組むことにより行う
県の責務 (第4条)	○自転車等の安全利用に関する総合的な施策を策定し、実施 ○市町、関係行政機関と相互に連携して、自転車等を安全に利用することができる道路交通環境の整備を推進する
自転車の運転者の責務 (第5条)	○自転車の安全利用に必要な知識及び技能を習得するとともに、車両の運転者としての責任を自覚し、交通安全に関する法令を遵守するとともに、歩行者、他の車両の通行に十分配慮しながら自転車を安全に利用する ○乗車用ヘルメットをかぶるよう努める ○他人を自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努める
特定小型原動機付自転車の運転者の責務 (第6条)	○特定小型原動機付自転車の安全利用に必要な知識及び技能を習得するよう努めるとともに、車両の運転者としての責任を自覚し、交通安全に関する法令を遵守するとともに、歩行者及び他の車両の通行に十分配慮しながら特定小型原動機付自転車を安全に利用する ○乗車用ヘルメットをかぶるよう努める
自動車等の運転者の責務 (第7条)	○自転車等が安全に道路を通行することができるように配慮するよう努める
保護者の役割 (第8条)	○監護する未成年者に自転車等の安全利用に必要な知識及び技能を習得させるよう努める ○監護する児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努める
学校の役割 (第9条)	○児童、生徒又は学生に自転車等の安全利用に必要な知識及び技能を習得させるよう努める
事業者の役割 (第10条)	○自転車等を事業の用に供するときは、自転車等の安全利用に必要な措置を講ずるよう努める ○県が実施する自転車等の安全利用に関する施策に協力するよう努める
県民の役割 (第11条)	○自転車等の安全利用に関する理解を深め、自転車等の安全利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努める ○県が実施する自転車等の安全利用に関する施策に協力するよう努める
市町の役割 (第12条)	○地域の実情に応じて、県が実施する自転車等の安全利用に関する施策に協力するよう努める

第2章 自転車等の安全利用

自転車等の安全利用に関する教育等 (第13条)	○県は、県民が自転車等の安全利用の重要性について理解を深め、安全な行動をとることができるよう、自転車等の安全利用に関する教育を推進する ○県は、市町、学校等が行う自転車等の安全利用に関する教育を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行う ○保護者は、監護する未成年者に対し、自転車等の安全利用に関する教育を行うよう努める
----------------------------	---

(第13条)	○学校等の長は、幼児、児童、生徒、学生に対し、その発達段階に応じて、自転車等の安全利用に関する教育又は啓発を行うよう努める ○自転車等を事業活動の用に供する事業者は、自転車等を道路において運転する者に対し、自転車等の安全利用に関する教育又は啓発を行うよう努める ○自転車等の通勤者がある事業者は、従業員に対し、自転車等の安全利用に関する教育又は啓発を行うよう努める ○自転車等の小売業者は、事業を行うに当たっては、自転車等の安全利用に関する啓発を行うよう努める ○自転車等の貸付事業者は、貸付け用自転車等を利用する者に対し、自転車等の安全利用に関する啓発を行うよう努める
乗車用ヘルメットの着用の促進 (第14条)	○県は、乗車用ヘルメットの着用を促進するため、情報提供、啓発その他の必要な措置を講ずる ○次の者は、括弧書きに記載の者に対し、自転車等運転者の乗車用ヘルメットの着用に関して、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努める ・未成年者の保護者（未成年者） ・高齢者の親族又は同居者（高齢者） ・自転車等の通学者がある学校（自転車等の通学者） ・自転車等を事業の用に供する事業者（自転車等を運転する従業員） ・自転車等の通勤者がある事業者（自転車等の通勤者） ・自転車等の小売業者（自転車等の購入者等） ・自転車等の貸付事業者（借り受ける者）
点検及び整備 (第15条)	○自転車等の運転者、自転車等を事業の用に供する事業者、自転車等の貸付事業者、保護者（監護する未成年者が運転する自転車等）は、定期的な点検及び整備を行うよう努める

第3章 自転車損害賠償責任保険等

※現行の三重県交通安全条例に規定

自転車損害賠償責任保険等への加入 (第16条)	○自転車の運転者（未成年者を除く）、保護者（監護する未成年者が自転車を運転するとき）、自転車の利用事業者、自転車の貸付事業者は、自転車損害賠償責任保険等へ加入しなければならない（※）
自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等 (第17条)	○自転車の小売業者は、自転車購入者に対して保険等への加入の有無を確認しなければならない。加入の確認ができなかったときは、保険等への加入に関する情報を提供しなければならない（※） ○自転車貸付事業者は、借受人に対し、保険等の内容に関する情報を提供しなければならない（※）
情報の提供等 (第18条)	○県は、保険等への加入を促進するため、情報提供、啓発その他の必要な措置を講ずる ○学校等は、幼児児童生徒等に対し、保険等への加入に関する情報を提供するよう努める

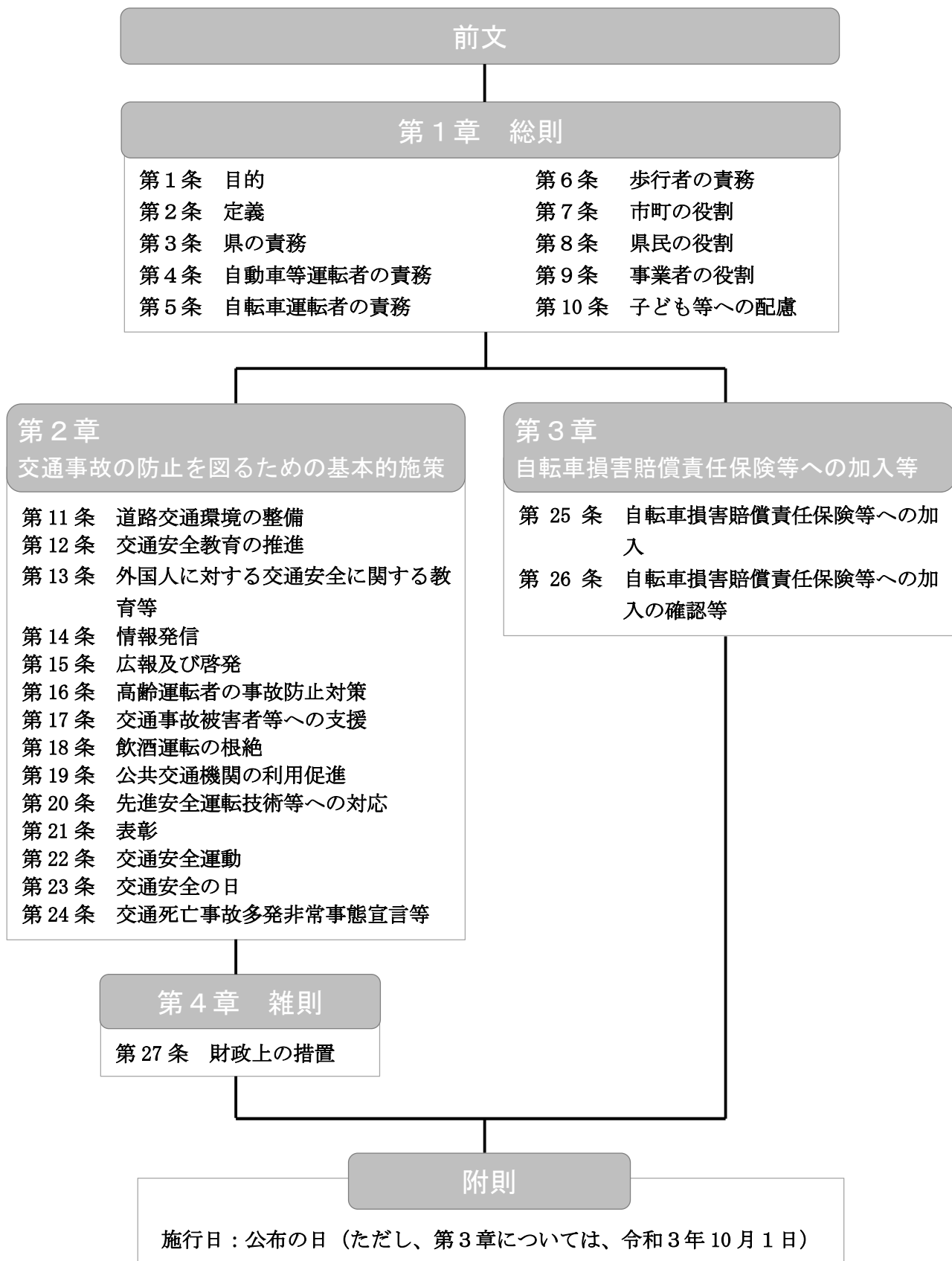
第4章 自動車損害賠償責任保険等

自動車損害賠償責任保険等の契約の締結強制 (第19条)	○特定小型原動機付自転車は、自動車損害賠償責任保険等の契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはならない。
自動車損害賠償責任保険等に関する情報提供 (第20条)	○特定小型原動機付自転車の小売業者は、特定小型原動機付自転車を購入しようとする者に対し、自動車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供しなければならない

第5章 雑則

財政上の措置	自転車等の安全利用に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努める
--------	---

## 三重県交通安全条例の概要





## 7 「第12次三重県交通安全計画」（最終案）について

### 1 検討状況

「第12次三重県交通安全計画」について、令和8年3月の環境生活農林水産常任委員会において、その中間案をお示ししたところです。

今般、国の交通安全基本計画（令和8年3月27日策定）やパブリックコメント等をふまえ、最終案をとりまとめました（別紙1、別冊2）。

### 2 パブリックコメントの結果

#### （1）意見募集期間

令和8年3月18日（水）から令和8年4月17日（金）まで

#### （2）意見数

1団体から5件のご意見をいただきました。

#### （3）意見の概要と県の考え方

別紙2のとおり

### 3 中間案からの主な変更点

#### （1）国の「交通安全基本計画」（中間案）からの修正をふまえたもの

- ・令和8年4月から適用された自転車の側方を通過する規定など、車道を通行する自転車の安全確保に関することを追記（別冊2 P13）
- ・地域が一体となった交通安全教育等の効果的な推進のため、地域や家庭において、反射材用品の着用、自転車乗車時のヘルメット着用等について率先して実践することを追記（別冊2 P33）
- ・重大・悪質な交通事故事件等は、警察本部に設置した交通事故事件捜査統括官、交通事故鑑識官が事故現場に赴いて客観的証拠の収集等捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故捜査を推進することを追記（別冊2 P65）

#### （2）パブリックコメントをふまえたもの

- ・通勤や通学をはじめ全ての自転車利用者による交通事故の防止についての指導啓発等の対策を推進する内容に変更（別冊2 P13）
- ・自転車利用者には、自転車損害賠償責任保険等への加入義務があることの周知徹底とともに、自転車小売業者には、自転車購入者に対する自転車損害賠償責任保険等への加入の有無の確認と加入の必要性等についての情報提供を求める内容に変更（別冊2 P56、P64）

#### （3）その他庁内検討によるもの

- ・地域における交通安全活動の重要な担い手である民間団体等について、その主体的な活動を支援することを追記（別冊2 P16）
- ・交通事故による被害防止・軽減を図るため、シートベルトの正しい着用とチャイルドシート of の正しい使用に向けた交通指導取締りを推進することを追記（別冊2 P57）

### 4 今後の方針

「第12次三重県交通安全計画」に基づき、関係機関等と連携して総合的な交通安全対策を推進し、交通事故の抑止に取り組んでいきます。

# 「第12次三重県交通安全計画」（最終案） について

別紙1

## 計画策定の趣旨

三重県交通安全計画は、「交通安全対策基本法」により策定を義務付けられている都道府県計画であり、国の交通安全基本計画に基づき、県内における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの

昭和46年度以降、11次にわたる三重県交通安全計画を策定し、国、関係機関・団体が一体となって、交通安全対策を推進

## 現状と課題

**現状**

### 【1 道路交通の安全】

- 令和7年中の交通事故死者数は59人で、令和7年までに55人以下とする目標は達成できなかった（令和6年は46人で過去最少）
- 令和7年中の交通事故重傷者数は486人で、令和7年までに400人以下とする目標は達成できなかった

### 【2 鉄道交通の安全】

- 鉄道事故における乗客の死者数はゼロであり、目標（0人）を達成見込み
- 鉄道運転事故の死者数は令和2年度（12人）と比較し、減少傾向

### 【3 踏切道における交通の安全】

- 踏切事故の件数は、近年横ばいで推移しており、令和7年度までに令和2年度（6件）と比較して約1割削減をめざすとする目標は達成できなかった（令和7年度は8件発生（暫定値））

**課題**

### 【1 道路交通の安全】

- ◆高齢者の死者数が全死者数の約6割と高い水準にあること、歩行中・自転車乗用中の死者数が全死者数の4割を超えていることなどの交通死亡事故の特徴を踏まえ、関係機関と連携した交通事故防止対策を推進していく必要がある。

### 【2 鉄道交通の安全】

- ◆運転事故の多くは人身障害事故と踏切事故であることから、利用者等が関係する事故を防止する必要が高まっており、各種の安全対策を総合的に推進していく必要がある。

### 【3 踏切道における交通の安全】

- ◆踏切事故防止対策を総合的かつ積極的に推進していく必要がある。

## 第12次三重県交通安全計画（最終案）の概要

### ◎計画期間

令和8年度～令和12年度（5年間）

### ◎策定期期

令和8年7月

### ◎基本理念

- ・交通事故のない社会をめざして
- ・歩行者等を優先した交通安全思想
- ・少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

### ◎目標の設定

#### 【1 道路交通の安全】

- ・交通事故死者数（令和12年までに50人以下）  
※第11次計画の目標値（55人以下）から10%減をめざし設定

R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
62人	60人	66人	46人	59人

- ・交通事故重傷者数（令和12年までに360人以下）  
※第11次計画の目標値（400人以下）から10%減をめざし設定

R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
497人	491人	532人	470人	486人

- \*個別目標として、「自転車および特定小型原動機付自転車の人身事故件数を新たに設定（令和12年までに300件以下）」

R6年	R7年
324件	332件

#### 【2 鉄道交通の安全】

- ・列車の運転による乗客の死者数（0人）
- ・鉄道運転事故全体の死者数（減少）

#### 【3 踏切道における交通の安全】

- ・平均踏切事故件数（「令和3～7年度」比約1割削減（令和8～12年度））

## 検討体制

三重県交通安全対策会議(学識経験者や関係機関等で構成)

## 具体的な交通安全施策

### 1 道路交通の安全についての対策

#### 【今後の道路交通安全対策を考える視点】

- ・高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策
- ・子どもの安全確保のための環境整備
- ・歩行者の安全確保のための意識変容
- ・自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
- ・外国人の交通安全対策の推進（新）
- ・特定小型原動機付自転車をはじめとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進
- ・生活道路における歩行者等の安全確保
- ・先進技術の活用推進
- ・交通実態等をふまえたきめ細かな対策の推進
- ・地域が一体となった交通安全対策の推進

#### 【講じようとする施策】

- 1 道路交通環境の整備
  - ・生活道路等における歩行者等優先の安全・安心な歩行空間の整備
  - ・高齢者等の移動手段の確保・充実
- 2 交通安全思想の普及徹底
  - ・段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
  - ・自転車の安全利用の推進
  - ・新しい小型モビリティの安全対策
- 3 安全運転の確保
  - ・外国人運転者対策の強化（新）
  - ・飲酒運転防止対策の充実 ※三重県独自項目
  - ・自動運転等の安全の確保と支援
- 4 車両の安全性の確保
- 5 道路交通秩序の維持
- 6 救助・救急活動の充実
- 7 被害者等支援の充実と推進
  - ・自転車損害賠償責任保険等への加入促進 ※三重県独自項目
  - ・交通事故被害者等支援の充実強化
- 8 調査研究の充実

### 2 鉄道交通の安全についての対策

#### 【今後の鉄道交通安全対策を考える視点】

- ・重大な列車事故の未然防止
- ・利用者等の関係する事故の防止

#### 【講じようとする施策】

- 1 鉄道交通環境の整備
- 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- 3 鉄道の安全な運行の確保
- 4 救助・救急活動の充実
- 5 被害者支援の推進
- 6 鉄道事故等の原因究明と事故等防止

### 3 踏切道における交通の安全についての対策

- 【今後の踏切道における交通安全対策を考える視点】
- ・それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進

#### 【講じようとする施策】

- 1 踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進
- 2 踏切道の統廃合の促進
- 3 踏切保安設備等の整備および交通規制の実施
- 4 その他踏切道の交通の安全および円滑化等を図るための措置

「第12次三重県交通安全計画」（中間案）パブリックコメントの概要と県の考え方

別紙2

- 1 意見募集期間 令和8年3月18日（水）から令和8年4月17日（金）まで
- 2 意見数：5件
- 3 寄せられたご意見に対する対応状況
  - ①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの（3件）
  - ②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの（1件）
  - ③参考にする：今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの（0件）
  - ④反映または参考にすることが難しい：県の考え方、施策の取組方向等と異なるもの（1件）

No.	該当箇所		意見の概要	対応状況	意見に対する県の考え方
	ページ	項目			
1	13	<p>（4）自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備 4段落目 「また、全ての自転車利用者へのヘルメットの着用促進とともに、自転車の点検・整備、損害賠償責任保険等への加入促進等の対策を推進」</p>	<p>「全ての自転車利用者へのヘルメットの着用促進とともに、自転車の点検・整備、損害賠償責任保険等への加入促進等の対策を推進」について、道路交通法改正（2023年4月施行）においてヘルメット着用は努力義務、三重県交通安全条例（2021年10月施行）において損害賠償責任保険等への加入は義務となっており、法令が導入されてそれぞれ3年・5年が経過しているため、「促進」ではなく「指導啓発」とすべきではないか。 例えば、「全ての自転車利用者に対して、道路交通法や三重県交通安全条例に基づき、ヘルメットの着用、自転車の点検・整備、損害賠償責任保険等への加入等について指導啓発する」といった記載を検討いただきたい。</p>	②	本文中の表現の中には、「指導啓発」も重要な要素として含まれています。
2	13	<p>（4）自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備 4段落目 「通勤や配達目的の自転車利用者による交通事故の防止についての指導啓発等の対策を推進します」</p>	<p>「通勤」や「配達」に加えて、「通学」の追記を検討いただきたい。 「Ⅱ 講じようとする施策」においても「1（1）イ 通学路等における交通安全の確保」や「1（9）ア 安全で快適な自転車利用環境の整備」に、子どもや中高生の自転車利用に関する記載がある。 また、15歳～19歳においては、2025年まで10年以上にわたり、自転車乗用中死傷者数が1万人超となっており、全年齢の約20%を占めている（警察庁統計）。さらに同年齢においては、人口10万人あたりの死傷者数についても、自転車乗車中の事故の割合が他の状態（歩行中や自動車乗車中等）に比べて圧倒的に高いため（警察庁統計）、通学時や学校での指導啓発等の対策が必要と考える。</p>	①	ご意見をふまえて修正します。
3	39～40	<p>ウ 自転車の安全利用の推進 「（ア）自転車の安全対策の強化」 5つ目の○ 「子どもたちが将来にわたってヘルメットを着用し、自分の命を守ることができるよう、学校等と連携し、自転車通学時のヘルメット着用を促進します。」</p>	<p>ヘルメット着用率は小学生36.9%、中学生43.9%、高校生13.6%（警察庁「令和7年における交通事故の発生状況について」）であり、高校生の着用率が非常に低くなっている。 また、前述のとおり、15歳～19歳においては、自転車乗用中の死傷者数や事故割合が、他の年代に比べて圧倒的に高くなっている（警察庁統計）ため、高校生が通学時にヘルメットを着用するための方針や対策が必要と考える。 そのため、「自転車通学時のヘルメット着用を促進します」について、「自転車通学時のヘルメット着用の校則化を促進します」や「自転車通学時のヘルメット着用を自転車通学許可条件とするよう、学校等と連携します」という記載にすることを検討いただきたい。 また、上記記載の有無に関わらず、県教育委員会から全県立高校等に対し、ヘルメット着用義務化の方針を打ち出したり、校則への義務規定化を働きかけたりすることを検討いただきたい。 東京都・千葉県・福井県等では、教育委員会において、全ての都立・県立学校で自転車通学の際は必ずヘルメットの着用を求めるという方針を打ち出し、各学校でヘルメット着用を自転車通学の許可条件としている。</p>	④	<p>高校生のヘルメット着用率を上げることは、重要な課題であると認識しています。 しかし、生徒自身がヘルメットの必要性を理解し、自分の命を守るために、高校在籍時だけでなく、将来にわたってヘルメットを着用するなど、主体的に行動できるよう指導啓発することに重点を置いており、現行の記載としています。 計画の記載については、生徒の主体的な着用意識を育む観点から、現行の「促進」という表現としています。 県教育委員会では、これまでも県立学校長会議等で校則への記載を依頼してきたほか、高校生自身が交通安全を考える「三重県高校生バイシクルサミット」を開催するなど多角的な取組を進めています。今後も関係団体と連携した取組を推進していきます。</p>

No.	該当箇所		意見の概要	対応状況	意見に対する県の考え方
	ページ	項目			
4	56	(4) 自転車の安全性の確保 「関係事業者の協力を得つつ、損害賠償責任保険等への加入を促進します」	三重県交通安全条例において、自転車利用者の自転車損害賠償責任保険等への加入は義務となっており、自転車小売業者等も自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等が義務となっている。 そのため、自転車利用者に対しては「自転車損害賠償責任保険等へ加入する必要があることを広報啓発・指導します」、自転車小売業者等に対しては、「自転車損害賠償責任保険等への加入の確認を求めます」といった記載にすることを検討いただきたい。	①	ご意見をふまえ修正します。
5	63～64	(2) 自転車損害賠償責任保険等への加入促進 「自転車利用者に対して自転車損害賠償責任等への加入を促進します」 「自転車小売業者等に対しても自転車損害賠償責任保険等の情報提供を求めます」	三重県交通安全条例において、自転車利用者の自転車損害賠償責任保険等への加入は義務となっており、自転車小売業者等も自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等が義務となっている。 そのため、自転車利用者に対しては「自転車損害賠償責任保険等へ加入する必要があることを広報啓発・指導します」、自転車小売業者等に対しては、「自転車損害賠償責任保険等への加入の確認を求めます」といった記載にすることを検討いただきたい。	①	ご意見をふまえ修正します。

## 8 「第4次三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす基本計画」（最終案）について

### 1 検討状況

「第4次三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす基本計画」について、令和8年3月の環境生活農林水産常任委員会において、その中間案をお示ししたところです。

今般、パブリックコメントや市町等への意見照会を実施し、最終案をとりまとめました（別紙、別冊3）。

### 2 パブリックコメントの結果

#### （1）意見募集期間

令和8年3月18日（水）から令和8年4月17日（金）まで

#### （2）意見数

本計画に対する意見はありませんでした。

### 3 中間案からの主な変更点

#### ＜公共交通機関等の利用促進等への追記＞

夜間における移動手段を確保するため、日本版ライドシェアや公共ライドシェアの導入を推進する旨を追記しました。（別冊3 P11）

### 4 今後の方針

飲酒運転の根絶に向け、「三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす条例」および「第4次三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす基本計画」に基づき、関係機関等と連携し、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という規範意識の定着を図るとともに、飲酒運転違反者に対してはアルコール依存症に関する診断の受診促進を図り、再発防止に取り組めます。

# 「第4次三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす基本計画」(最終案)について

別紙

## 計画策定の趣旨

三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす基本計画は「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」第6条の規定に基づき、飲酒運転の根絶を図るため、関係機関・団体等が連携して「飲酒運転0(ゼロ)をめざす運動」を推進するための総合的な取組を定めるもの

## 第4次三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす基本計画(最終案)の概要

### ◎計画期間

令和8年度～令和12年度(5年間)

### ◎策定時期

令和8年7月

### ◎計画の柱(条例の精神)

・規範意識の定着 ・再発防止

### ◎基本方針

- ①飲酒運転の根絶に関する教育および知識の普及
- ②飲酒運転の再発防止のための措置
- ③飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策
- ④総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり

### ◎目標の設定

#### 【基本目標】

・飲酒運転による人身事故件数(年間)  
36件未満かつ前年より減少

R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	※平均
28件	42件	32件	41件	41件	36.8件

#### 【活動目標】

・ハンドルキーパー運動推進店等の指定等  
累計4,500店(事業所)の指定

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	※累計
979店	1,756店	2,673店	3,982店	4,674店	

・飲酒運転違反者の受診率 毎年度60%以上

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
55.4%	59.0%	58.6%	56.6%

※令和3年度～再勧告実施(R2年度:51.2%)

## 検討体制

三重県交通対策協議会「飲酒運転0をめざす部会」  
(警察本部、三重断酒新生会等で構成)

## これまでの取組の成果と課題

### 成果

- ハンドルキーパー推進店等の増加  
(指定数 R3～R7年度:4,674店)
- 企業等における社内教育の実施数増加  
(年間実施数 R3年度:1,540回→R6年度:2,308回)
- 小中高校での保健の学習等における飲酒運転防止教育の実施率が100%を達成
- 「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」で家族からアルコール依存症に関する相談を受診し、依存症治療に関する関係機関を案内し、アルコール依存症の治療に繋がった
- 違反者に対する受診義務通知について、勧告に加えて再勧告の実施により受診率が向上(R2年度:51.2%→R6年度:56.6%)

### 課題

- ◆コロナ禍以降、飲酒運転による人身事故件数(R3:28件→R7:41件)および飲酒運転違反取締りによる検挙件数(R3:301件→R7:676件 ※内自転車307件)が増加傾向
- ◆特に若年層(20代)の飲酒運転による交通事故が増加傾向であることから飲酒を始める時期の若者(大学生等)に対する教育を強化する必要がある
- ◆一定数の再犯者の存在(R6年度:受診義務通知316人中10人)
- ◆アルコール依存症に関する受診率は向上したものの6割弱にとどまっているため、さらなる受診率の向上が必要
- ◆指定医療機関(33機関)の空白となっている地域がある
- ◆アルコール依存症の早期発見、早期受診のため、医療機関や保健所、自助グループといった関係機関・団体の連携強化

## 基本方針に基づく取組概要

### ①飲酒運転の根絶に関する教育および知識の普及

- 1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進
  - (1) 小学校、中学校、高等学校その他の教育機関における教育
  - (2) 生涯学習としての交通安全教育
  - (3) 高齢者に対する教育の推進
  - (4) 自転車利用者に対する教育の推進 ※新
- 2 飲酒可能年齢に達する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進
  - (1) 若年者の規範意識醸成に資する飲酒運転防止教育の推進 ※一部新(若年者に対する教育の強化)
  - (2) 運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進
  - (3) アルコール依存症等の知識の普及および啓発活動の推進
- 3 企業等における社内教育の推進
  - (1) 情報提供
  - (2) 社内教育の支援
  - (3) 従業員に対する教育

### ③飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策

- 1 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務
  - (1) 飲酒運転違反者に対するアルコール依存症に関する受診通知
  - (2) 受診した旨の報告がない飲酒運転違反者に対する受診の勧告・再勧告
  - (3) 相談窓口における受診促進
  - (4) 指定医療機関の充実
- 2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組
  - (1) 県の取組
  - (2) 本人・家族の取組
  - (3) 事業者の取組
  - (4) 警察の取組
  - (5) 医療機関の役割
  - (6) 自助グループの取組

### ②飲酒運転の再発防止のための措置

- 1 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動
  - (1) 効果的な広報啓発活動の推進
- 2 飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進
  - (1) 効果的な再教育と講習実施機関に対する指導・監督
  - (2) 安全運転相談窓口の充実

### ④総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり

- 1 県内各関係機関・民間団体等による県民総ぐるみの運動の推進
  - (1) すべての推進機関における取組 ※一部新(電動キックボード等の利用者への啓発)
  - (2) 県の取組 ※一部新(多言語による情報発信の強化)
  - (3) 警察の取組
  - (4) 安全運転管理に関する取組
  - (5) 飲食店営業者における取組
  - (6) 酒類販売業者(コンビニ等)における取組
  - (7) 公共交通機関等の利用促進等 ※一部新(公共ライドシェア等の導入推進)
- 2 三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす推進運動の日  
に合わせた取組
- 3 表彰
- 4 実施状況の報告と公表

## 9 三重県認定リサイクル製品の認定状況及び県による使用・購入の状況等について

### 1 三重県リサイクル製品認定制度の概要

#### (1) 三重県リサイクル製品利用推進条例

「三重県リサイクル製品利用推進条例」(以下「条例」という。)は、リサイクル製品の利用を推進することにより、リサイクル産業の育成を図り、資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負担が少ない循環型社会の構築に寄与することを目的として、平成13年3月に議員提案により制定されました。条例の規定により、県は毎年度、認定リサイクル製品の使用及び購入の状況を公表することとしています。

#### (2) 認定基準

認定基準として、①県内で生産・加工されていること、②再生資源等の県内発生割合が50%以上であること、③環境の保全に関する法令が遵守されていること、④製品の品質及び安全性に関する基準に適合すること、を条例に規定し、認定基準への適合状況を現地調査や認定審査会等において審査します。

品質及び安全性の管理については、認定生産者の義務とし、毎年1回、認定基準適合状況報告書の提出がなされており、また、県が行う立入検査や分析等により、認定基準への適合状況等を定期的に確認しています。

#### (3) 利用の推進

県が実施する工事または物品の調達において、認定リサイクル製品を優先的に使用・購入することとしており、また、広報・啓発を行うことで、県民、事業者、市町等による認定リサイクル製品の利用拡大を図ることとしています。

## 2 令和7年度の実績

### (1) 認定

令和7年度は4製品減少(有効期間満了等:4製品)し、令和8年3月末現在の認定リサイクル製品数は55製品となりました(表1)。

表1 リサイクル製品認定状況(各年度末現在) (単位:製品)

年度	用途区分	建設資材 (改良土、コンクリート 二次製品等)	環境資材 (工事用看板等)	物品 (防球ネット)	農業資材 (肥料)	合計 ( )内は 認定生産者数
	令和7年度		50	2	2	1
令和6年度		54	2	2	1	59 (32)
令和5年度		58	2	2	1	63 (33)
令和4年度		61	2	2	1	66 (34)
令和3年度		62	3	2	1	68 (37)

## (2) 品質及び安全性の確認

更新認定時に6製品、認定基準適合状況報告書により41製品に対して、品質及び安全性の確認を行いました。また、認定生産者15者30製品に対して立入検査を実施し、サンプルを収去・分析すること等により、安全性を確認しました。

## (3) 県による使用・購入の状況

令和7年度の使用・購入実績は約2億1千万円でした(表2)。実績が減少した原因は、認定リサイクル製品を使用できる工事が減少したことや、昨今の資材価格や人件費の高騰により、1工事あたりの施工規模が縮小したためです。

表2 県による使用・購入実績

(単位：千円)

用途 区分 年度	建設資材	環境資材	物品	農業資材	合 計
	(改良土、コンクリート 二次製品等)	(工事用看板等)	(防球ネット)	(肥料)	
令和7年度	209,662	3,766	1,111	0	214,539
令和6年度	335,591	3,674	750	0	340,015
令和5年度	469,122	3,105	480	0	472,707
令和4年度	489,266	2,496	0	0	491,762
令和3年度	1,031,711	836	0	0	1,032,547

## (4) 使用・購入の推進及び技術支援の実施

県内事業者・市町等への製品パンフレットの配布及び県ホームページへの掲載等により認定リサイクル製品のPRを行うほか、県公共工事の特記仕様書に優先調達を記載するとともに、発注する地域機関等を対象とした研修会で認定リサイクル製品の使用・購入について周知を行いました。

また、県工業研究所及び保健環境研究所が、認定リサイクル製品等の開発に関する技術支援を2事業者に対して行いました。

## 3 今後の対応

県内事業者・市町等に対して認定リサイクル製品の優先的な購入・使用を働きかけるとともに、減少傾向にある認定製品数の増加や品目拡大を進めるため、事業者のニーズを把握し、三重県産業廃棄物抑制等事業費補助金の活用、県工業研究所及び保健環境研究所による製品開発の技術的支援に取り組んでいきます。

また、リサイクル製品の認定にあたっては、認定基準に基づき厳格に審査を行っていくとともに、認定生産者に対して立入検査を実施し、引き続き、品質及び安全性を確認していきます。

## 10 「三重県環境影響評価条例」の適用対象の拡大について

### 1 はじめに

太陽光発電施設の設置に係る三重県環境影響評価条例（以下「条例」という。）の適用対象の拡大については、国の動向を注視しながら、三重県環境審議会で検討を進めています。

国においては、令和7年12月23日に閣議決定された「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」により、環境影響評価法の対象となる太陽光発電施設の規模の見直し及び審査の厳格化等の実効性強化が打ち出され、令和8年1月26日から開始された「太陽光発電事業等の環境影響評価に関する検討会」により、規模の見直し等について一定の考えが示されました。

### 2 検討状況

条例の適用対象の拡大については、令和7年12月25日に三重県環境審議会に諮問し、「環境影響評価部会」が設置されました。

令和8年2月20日に「第1回三重県環境審議会 環境影響評価部会」を開催し、事業者による環境配慮をより促す観点から、次の方向性（案）を示し、部会において調査・検討を行い、令和8年3月12日に開催した三重県環境審議会において承認されました。

#### <方向性（案）>

##### ① 対象規模の拡大

簡易的環境影響評価の対象規模を5ha、森林区域は1haとする。

##### ② 非造成事業の取扱い

造成を伴わない施設の設置についても対象とする。

#### 現行の事業対象規模

簡易的環境影響評価（文献調査などの簡易な調査方法による環境影響評価）

事業種類：宅地その他の用地の造成

対象規模：10ha（国立公園等の特別地域は5ha）以上の造成を伴うもの

#### 【宅地その他の用地の造成事業の場合】

規模要件	
環境影響評価	簡易的環境影響評価
20ha 以上	10ha 以上

### 3 パブリックコメント等の状況

方向性（案）について、令和8年4月16日から30日間、パブリックコメントを行うとともに、市町への意見照会を行いました。

#### (1) パブリックコメント（別紙1）

- ・意見募集期間 令和8年4月16日から令和8年5月15日まで
- ・意見数 6件（3名）

##### 意見への対応

対応区分	意見数
① 反映する	2
② 反映済	0
③ 参考にする	3
④ 反映又は参考にさせていただくことが難しいもの	0
⑤ その他	1

#### (2) 市町への意見照会（別紙2）

- ・意見照会期間 令和8年4月16日から令和8年5月15日まで
- ・意見数 3件（2市）

##### 意見への対応

対応区分	意見数
① 反映する	0
② 反映済	1
③ 参考にする	2
④ 反映又は参考にさせていただくことが難しいもの	0
⑤ その他	0

#### 4 具体的な改正内容（案）

方向性（案）をもとに、パブリックコメント等の意見もふまえ、次のとおり条例施行規則の改正を進めていきます。

##### <現行>

事業の種類（内容）		規模要件	
		環境影響評価	簡易的環境影響評価
電気工作物 （設置・変更）	水力発電所	出力 1.5 万 kW 以上	—
	火力発電所	出力 5 万 kW 以上	—
	地熱発電所	出力 5 千 kW 以上	—
	風力発電所	出力 7.5 千 kW 以上	—
宅地その他の用地の造成		面積 20ha 以上	面積 10ha 以上

※太陽光発電施設の設置については、造成を伴うもののみ対象としている。



##### <改正後（案）>

事業の種類（内容）		規模要件	
		環境影響評価	簡易的環境影響評価
電気工作物 （設置・変更）	水力発電所	出力 1.5 万 kW 以上	—
	火力発電所	出力 5 万 kW 以上	—
	地熱発電所	出力 5 千 kW 以上	—
	風力発電所	出力 7.5 千 kW 以上	—
	<b>太陽光発電所</b>	<b>面積 10ha 以上</b>	<b>面積 5 ha 以上 （森林区域 1 ha 以上）</b>
宅地その他の用地の造成		面積 20ha 以上	面積 10ha 以上

※太陽光発電施設の設置については、造成の有無にかかわらず対象とする。

※「森林区域」については、森林法第 5 条第 1 項の地域森林計画の対象となっている民有林等、自然的・社会的条件に特に配慮すべき区域とすることなどを想定している。

#### 5 今後のスケジュール

- 令和 8 年 7 月 三重県環境審議会環境影響評価部会  
 8 月頃 三重県環境審議会 具体的な改正内容（案）  
 三重県環境審議会から答申  
 10 月頃 改正施行規則公布

「三重県環境影響評価条例」の適用対象の拡大について 改正の方向性（案）  
に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について

- 1 意見募集期間 令和8年4月16日から令和8年5月15日まで
- 2 意見数：6件
- 3 対応区分
  - ①反映する：2件
  - ②反映済：0件
  - ③参考にする：3件
  - ④反映又は参考にさせていただくことが難しいもの：0件
  - ⑤その他：1件

番号	意見	対応区分	意見に対する考え方
1-1	地域共生の実態に則した運用 「地域との共生の図られた太陽光発電を導入に向けて、「指導・規制等の方策」を取る」といった内容の記載がありますが、導入の規制だけに着目せず、意見のあった稼働済みの太陽光発電施設に対する指導や、地域の声を反映させている発電所への規制緩和等、画一的に規制を行うのではなく、地域との共生の実態に沿った、運用を期待します。	③	令和8年2月20日に開催した「第1回三重県環境審議会 環境影響評価部会」においても、「地域との共生が図られた施設については、再生可能エネルギーの導入を促進する観点からの検討も必要ではないか」との意見を頂いていることから、適切な運用を図ってまいります。
1-2	森林区域での開発について 実際に地域の方々とお話する中で、土地の処分や活用の問題を解決できる方法として、太陽光発電所の建設があると認識しています。その中で、画一的に森林区域：1ヘクタール以上は簡易的環境影響評価の対象にするのではなく、県が定める森林計画区域内外で、規制内容を変化させるなど、より実態に則した規制内容とすることを求めます。	①	対象とする「森林区域」については、森林法第5条において都道府県知事が策定する地域森林計画の対象となる民有林等、自然的・社会的条件に特に配慮すべき地域とすることなどを想定しています。
1-3	進めている計画への緩和措置について 三重県環境保全条例の届出が提出済みである等、計画をすすめているものについて、緩和措置を希望します。	①	改正規則の公布から施行までの間に十分な期間を設けるとともに、一定の許認可等の手続が行われている事業については、改正後の規定を適用除外とするなど経過措置を導入することとします。

番号	意見	対応区分	意見に対する考え方
2-1	<p>三重県レッドデータブック 2025 には県内の希少野生動植物主要生息生育地（ホットスポットみえ）として 67 地点のホットスポットが掲載されています。</p> <p>これらの中には太陽光発電施設設置により希少野生動植物が絶滅の危機に瀕し、希少種以外の野生動植物種も減少傾向にあり、生物多様性が失われつつあります。</p> <p>方向性（案）①のポイント表-1 において示されている改正後の事業区域の面積ですが、少なくともホットスポットにおいては 1 ha 以下であっても環境アセスメントの対象とすることを望みます。</p>	③	<p>生物多様性の保全や希少な種の生息・生育場所の保護の観点については、重要な事柄であるため、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
2-2	<p>『「三重県環境影響評価条例」の適用対象の拡大について 改正の方向性（案）』p4にある〈主な意見〉の「生物多様性の観点から・・・」の意見については、是非この方向で取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>特に対象事業となる所については、環境調査および保全対策で終了ではなく、その後の追跡調査（例えば 5 年後の現況調査、保全対策の実施など）も加える必要があるかと思えます。</p>	③	<p>生物多様性の保全や希少な種の生息・生育場所の保護の観点については、重要な事柄であるため、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>また、現行制度において、事後調査（事業の実施以後に、当該事業の実施が環境に及ぼす影響を把握するために行う調査）に関する規定を設けていることから、引き続き本規定を適切に運用してまいります。</p>
3	<p>産業廃棄物処理場が三重県内にこれ以上できないようにしていただきたいです。廃棄物が地下に浸透し、川や汚水環境汚染に繋がるからです。</p> <p>太陽光発電、太陽光パネルも温暖化を招き山の土砂崩れの原因になりパネル自体が産業廃棄物である事で、地球には優しくなく、エコでもありません。電気代は高騰し続けるばかりです。よろしくをお願いします。</p>	⑤	—

※原則原文を記載（誤植と思われる記載事項等については、一部内容を修正）

※環境影響評価制度以外の施策等に関する意見については、意見のみ記載

「三重県環境影響評価条例」の適用対象の拡大について 改正の方向性（案）  
 に対する市町意見照会の結果について

- 1 意見照会期間 令和8年4月16日から令和8年5月15日まで
- 2 意見数：3件
- 3 対応区分
  - ①反映する：0件
  - ②反映済：1件
  - ③参考にする：2件
  - ④反映又は参考にさせていただくことが難しいもの：0件
  - ⑤その他：0件

番号	意見	対応区分	意見に対する考え方
1-1	<p>太陽光発電施設について、対象事業範囲を拡大されることは、自然環境及び生活環境の保全の観点から望ましいと考えます。</p> <p>しかしながら、太陽光発電事業においては、各種規制やガイドラインの適用を回避することを目的として、事業区域を細分化したうえで、それぞれを別法人名義で申請することにより規制を逃れる事例が常態化しているのが実情です。</p> <p>事業対象範囲を拡大した場合、こうした手法による分割が一層進み、結果として自然環境や生活環境への悪影響を十分に抑制できなくなるおそれも懸念されます。</p> <p>この点に関して、三重県ホームページ「Q6 隣接地で他の事業者がメガソーラーを計画している場合、面積は合計されますか。」において、一連の事業と認められる場合には面積を合算して判断する旨が示されているところです。  <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/eco/assess/87949000001.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/eco/assess/87949000001.htm</a></p> <p>こうした趣旨に基づき、事業者による恣意的な分割・名義変更等を含め、一体的な事業とみなすべきケースについては、今後一層、厳格かつ実効性のある運用を行っていただきたいです。</p>	②	事業の一体性については、引き続き厳格な運用を図ってまいります。

番号	意見	対応区分	意見に対する考え方
1-2	<p>たとえ面積が小さく、かつ特別地域に指定されていない地域での案件であっても、生物多様性に重大な影響を及ぼす事例が各地で散見されます。</p> <p>このため、現行制度において対象事業範囲が基本的に面積基準により定められていることは理解しつつも、生物多様性への影響が多であると判断されるケースについては、例外的に環境影響評価の対象とすることができる規定を設けていただきたいです。</p> <p>なお、三重県自然環境保全条例においては、1haを超える開発行為に対し届出と生息状況確認の義務が課されているところです。</p> <p>この仕組みを活用し、その調査結果に応じて環境影響評価条例に基づく手続きを求めるなど、既存条例と効果的に連携した運用が図られることを期待します。</p> <p>あわせて、三重県自然環境保全条例に基づく手続においては、事業者による現地調査が形式的なものにとどまっている事例も多く見受けられることから、調査方法や調査内容の妥当性を十分に確認し、不適切な調査に対しては是正を指導するなど、適正な調査が担保されるよう、より一層厳格な運用を行っていただきたいです。</p>	③	<p>生物多様性の保護や希少な種の生息・生育場所の保護の観点については、重要な事柄であるため、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>また、三重県環境影響評価条例においては、事業に必要な許認可等を行うにあたり、環境影響評価手続の結果（評価書や措置報告書の内容）を配慮するものと規定していることから、引き続き関係部局と連携しながら、本制度の厳格な運用を図ってまいります。</p>
2	<p>「森林区域においては、準対象事業としての簡易的環境アセスメントの規模要件を1ha以上」とする改正案に賛成します。ただし、「森林区域」の定義が明確でない点が気になります。『三重県自然環境保全条例に基づく開発行為届出マニュアル』では対象が自然地（樹林地、農地、湿地、湖沼等）と定義されており、地域森林計画の対象外の土地であっても、休耕田や湿地など希少生物の生息環境として高く評価される土地は少なくありません。また、『改正の方向性（案）』p.3に「森林伐採を伴うメガソーラーについて（中略）環境配慮を促していく」とありますが、このような自然環境に対して開発工事が与える影響は樹木の伐採を伴う場合に限らず、樹木の伐採は伴わない場合においても、日照や水量・水質等の変化が環境に著しい負荷を与えることが容易に想定されます。</p> <p>したがって、三重県内に残された貴重な自然環境をより実効的に保全するため、改正後の条例においては規模要件を1ha以上とする土地の要件を、自然地（樹林地、農地、湿地、湖沼等）と規定していただきたい。また、この種の土地においては開発行為が樹木の伐採を伴わない場合についても、（準）対象事業と規定していただきたい。</p>	③	<p>対象とする「森林区域」については、森林法第5条において都道府県知事が策定する地域森林計画の対象となる民有林等、自然的・社会的条件に特に配慮すべき地域とすることなどを想定しています。</p>

※原文を記載



## 11 各種審議会等の審議状況について

(令和8年2月17日～令和8年6月2日)

## 1 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会
2 開催年月日	令和8年3月12日
3 委員	会 長 喜岡 渉 副会長 坂倉 健二、森 秀美 委 員 伊藤 直子 他19名
4 諮問事項	(1) 「三重県循環型社会形成推進計画」(最終案)について (2) 「三重県環境影響評価条例」の適用対象の拡大について 改正の方向性(案)
5 調査審議結果	「三重県循環型社会形成推進計画」(最終案)について審議され、承認された。 また、「『三重県環境影響評価条例』の適用対象の拡大について 改正の方向性(案)」について審議され、承認された。
6 備考	次回開催日：未定

## 2 三重県私立学校審議会

1 審議会等の名称	三重県私立学校審議会
2 開催年月日	令和8年2月26日
3 委員	会 長 梅村 光久 委 員 服部 高明 他10名
4 諮問事項	(1) 幼稚園の廃止認可について (2) 学校法人の寄附行為の認可について (3) 専修学校の設置認可について
5 調査審議結果	諮問事項3件について審議され、(1)は認可することに異議はない、(2)(3)は追加資料の提出を受け、その内容が適切であることを確認後に認可することに意義はない、と答申された。また、特別支援学校及び高等学校の収容定員に係る学則の変更、広域の通信制の課程に係る学則変更について報告した。
6 備考	次回開催日：令和8年8月頃(予定)

## 3 三重県総合博物館協議会

1 審議会等の名称	三重県総合博物館協議会
2 開催年月日	令和8年2月17日
3 委員	会 長 吉岡 基 副会長 浜辺 佳子 委 員 岩崎 奈緒子 他12名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	三重県総合博物館の活動と運営、博物館活動の今後の取組について、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和8年8月頃（予定）

## 4 三重県立美術館協議会

1 審議会等の名称	三重県立美術館協議会
2 開催年月日	令和8年2月25日
3 委員	会 長 吉田 俊英 副会長 杉本 竜 委 員 石原 真伊 他9名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和7年度の事業の進捗状況及び令和8年度の事業計画案等について、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和8年9月頃（予定）

## 5 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	令和8年3月11日
3 委員	会長 東福寺 一郎 副会長 林 千智 委員 秋山 則子 他7名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和7年度の事業の進捗状況及び令和8年度の事業計画案等について、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和8年7月頃（予定）

## 6 三重県差別解消調整委員会

1 審議会等の名称	三重県差別解消調整委員会
2 開催年月日	令和8年5月7日
3 委員	委員長 田中 亜紀子 委員 田島 正広、松井 真理子 他2名
4 諮問事項	「みえ県民1万人アンケート」設問16（県職員採用について）に係る申立てについて
5 調査審議結果	「みえ県民1万人アンケート」設問16（県職員採用について）に係る申立てについて、調査審議が行われた。
6 備考	次回開催日：令和8年6月4日 今後の予定：未定

## 7 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	(1) 令和8年2月20日 (第2回全体会) (2) 令和8年4月20日 (第1回第2部会) (3) 令和8年4月21日 (第1回第1部会) (4) 令和8年4月22日 (第1回第3部会) (5) 令和8年5月19日 (第1回全体会)
3 委員	(1) 第2回全体会 会 長 三田 泰雅 副会長 藤枝 律子 委 員 明石 須美子 他14名 (2) 第1回第2部会 部会長 藤枝 律子 副部会長 渡邊 聡子 委 員 明石 須美子 他4名 (3) 第1回第1部会 部会長 山下 純生 副部会長 深谷 百合子 委 員 佐野 智成 他4名 (4) 第1回第3部会 部会長 小林 慶太郎 副部会長 山口 颯一 委 員 伊藤 佳代子 他3名 (5) 第1回全体会 部会長 三田 泰雅 副部会長 藤枝 律子 委 員 明石 須美子 他14名
4 諮問事項	第3次三重県男女共同参画基本計画の変更について
5 調査審議結果	(1) 県が実施する男女共同参画施策の令和6年度実施状況の評価について、審議が行われた。また、第3次三重県男女共同参画基本計画の改定について審議が行われた。 (2) (3) (4) 第3次三重県男女共同参画基本計画の改定について、審議が行われた。 (5) 県が実施する男女共同参画施策の令和7年度実施状況の評価方法等について検討が行われた。また、第3次三重県男女共同参画基本計画の改定版(中間案)について、審議が行われた。
6 備考	次回開催日：令和8年8月頃(予定) 第2回全体会

## 8 三重県交通安全対策会議

1 審議会等の名称	三重県交通安全対策会議
2 開催年月日	令和8年2月25日（書面開催）
3 委員	会 長 一見 勝之 委 員 塚本 雅人 他20名
4 諮問事項	第12次三重県交通安全計画の策定について
5 調査審議結果	「第12次三重県交通安全計画（中間案）」について、書面による審議が行われた。
6 備考	次回開催日：令和8年7月頃

## 9 三重県環境審議会 廃棄物部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 廃棄物部会
2 開催年月日	令和8年2月19日
3 委員	部会長 岡島 賢治 部会長代理 花嶋 温子 委 員 浮田 美里 他7名
4 諮問事項	「三重県循環型社会形成推進計画」の策定について
5 調査審議結果	「三重県循環型社会形成推進計画」（最終案）について、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：なし

## 10 三重県環境審議会 地球温暖化対策部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 地球温暖化対策部会
2 開催年月日	令和8年3月26日
3 委員	会 長 岩崎 恭彦 副会長 平山 大輔 委 員 赤堀 剛寛 他5名
4 諮問事項	「三重県地球温暖化対策総合計画」改定の方向性について
5 調査審議結果	「三重県地球温暖化対策総合計画」改定の方向性について、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和8年7月頃

## 11 三重県環境審議会 環境影響評価部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 環境影響評価部会
2 開催年月日	令和8年2月20日
3 委員	部会長 塚田 森生 委員 大八木 麻希 他2名
4 諮問事項	「三重県環境影響評価条例」の適用対象の拡大について
5 調査審議結果	「三重県環境影響評価条例」の適用対象の拡大の方向性（案）について、調査・検討が行われた。
6 備考	次回開催日：令和8年7月頃

## 12 三重県環境影響評価委員会 小委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会 小委員会
2 開催年月日	令和8年3月26日
3 委員	委員長 宮崎 多恵子 委員 佐野 泰之 他4名
4 諮問事項	「熊野アグリパーク整備事業」に係る簡易的環境影響評価書について
5 調査審議結果	三重県環境影響評価条例に基づく環境影響評価図書について事業者から説明を受け、審議が行われた。
6 備考	令和8年5月28日 答申

## 13 三重県環境審議会 水質部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 水質部会
2 開催年月日	令和8年6月1日
3 委員	部会長 千葉 賢 部会長代理 松田 治 他2名
4 諮問事項	「第10次水質総量削減の在り方」をふまえた総合的な水環境管理について
5 調査審議結果	第10次水質総量削減に係る水質総量削減（総量管理）計画の方向性について、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和8年10月頃（予定）